

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和5年
12月19日
(火曜日)

目次

- 告示
 - 道路の区域の変更(道路整備課)……………
 - 土砂災害警戒区域の指定の解除(砂防課)……………
 - 土砂災害警戒区域の指定(砂防課)……………
 - 土砂災害特別警戒区域の指定の解除(砂防課)……………
 - 土砂災害特別警戒区域の指定(砂防課)……………
 - 公告
 - 公共測量の実施(監理課)……………
 - 柳井都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)……………
 - 柳井都市計画準防火地域の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)……………
 - 柳井都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)……………



山口県告示第三百六十一号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和五年十二月十九日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和五年十二月十九日

道路の種類 県道

山口県知事 村岡 嗣 政

路線名 萩川上線
道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
	新	旧			
萩市川上字関水一五九一の六地先から 同市川上同字一六一一の一地先まで	最狭 六一・八 最広 六八・一	最狭 四八・五 最広 六・三	二二六・三	一三三六・七	

道路の種類 県道
路線名 西岐波吉見線
道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
	新	旧			
宇部市大字善和字牛明三八七の四八 地先から 同市 同大字 同字二〇三の四五地 先まで	最狭 三三・〇 最広 二二・六	最狭 二六・八 最広 二二・六	五四・二	五四・二	

山口県告示第三百六十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示(平成三十年山口県告示第百二十二号)により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和五年十二月十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る区域の名称
亀山町(一)
- 二 解除に係る区域の範囲
次の図のとおり
- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊
〔次の図〕は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び山口市都市整備部道路河川建設課に備え置いて縦覧に供する。

山口県告示第三百六十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域として次の区域を指定する。

令和五年十二月十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 区域の名称
 亀山町(一)
- 二 区域の範囲
 次の図のとおり
- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 （〔次の図〕は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び山口市都市整備部道路河川建設課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第三百六十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示（平成三十年山口県告示第三百三十三号）により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和五年十二月十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る区域の名称
 亀山町(一)
- 二 解除に係る区域の範囲
 次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 （〔次の図〕は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び山口市都市整備部道路河川建設課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第三百六十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域として次の区域を指定する。

令和五年十二月十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 区域の名称
 亀山町(一)
 - 二 区域の範囲
 次の図のとおり
 - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 - 四 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
 次の図のとおり
- （〔次の図〕は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び山口市都市整備部道路河川建設課に備え置いて縦覧に供する。）



(二三五) 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、国土交通省中国地方整備局山口河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和五年十二月十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

公共測量（航空レーザ測量）

二 作業の地域

山口市、防府市及び岩国市

三 作業の期間

令和五年十二月一日から令和六年二月二十九日まで

(二三六) 柳井都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧

柳井市から都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による柳井都市計画用途地域の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

令和五年十二月十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 都市計画の種類及び名称

柳井都市計画用途地域

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

(二三七) 柳井都市計画準防火地域の変更に係る図書の写しの縦覧

柳井市から都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による柳井都市計画準防火地域の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

令和五年十二月十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 都市計画の種類及び名称

柳井都市計画準防火地域

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

(二三八) 柳井都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧

柳井市から都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による柳井都市計画道路の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

令和五年十二月十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 都市計画の種類及び名称

柳井都市計画道路三・四・四極の上姫田線

柳井都市計画道路三・四・五姫田線

柳井都市計画道路三・四・十一柳井駅前線

柳井都市計画道路三・五・十後地和田線

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

令和五年十二月十九日
印刷発行

発行人
所

山口県
知事
庁